

専決処分を行った宇治市市税条例の一部改正の概要について

1. 固定資産税関係

- ・固定資産税（土地）の負担調整措置において、令和 4 年度に限り、商業地等（負担水準が 60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5%（現行 5%）とする。
- ・都市計画税についても同様の措置を講ずる。

2. その他

- ・引用法令の条項ずれや文言等の修正。